

第26回全国農業担い手サミットinさが印刷業務委託契約書（案）

第26回全国農業担い手サミットinさが実行委員会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「第26回全国農業担い手サミットinさが印刷委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約の日から令和7年2月28日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円）を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の変更又は解除）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更又は解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託事務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接

的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者  
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は  
原材料の購入契約その他の契約を締結している者  
(損害賠償責任)

第6条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならぬ。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第7条 乙は、この契約の締結後15日以内に委託業務実施計画書(様式第1号)を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書等の提出)

第9条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに関係書類とともに委託業務完了報告書(様式第2号)を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(支払方法)

第11条 乙は、前条の規定によりその額が確定した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求により前金払をすることができる。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第5条第2項の規定により契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 委託費が前金払されているときは、乙は、前金払された委託費のうち、甲が認める既履行部分に相当する額を除き、これを甲に返還する。

(2) 委託費が前金払されていないときは、甲は、委託業務のうち甲が認める既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(解除後の委託業務完了報告書の提出)

第13条 甲が第5条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、速やかに関係書類とともに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(著作権の帰属)

第14条 この契約に基づき作成された成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、佐賀地方裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

(甲) 佐賀市城内1丁目1番59号

第26回全国農業担い手サミットinさが実行委員会

委員長 原 康裕

(乙)